

車いす使用の学校教師の困難と支援

——合理的配慮の共通理解に向けて——

中村 雅也*

1 障害教師の困難を明らかにし、解消方策を探る

「やれているのに、なぜできねえんだ?」、車いす使用の中学校教師は同僚からのそのような眼差しを感じるという。毎日の教師の仕事は確かに「やれている」。だが一方で、「できねえ」ことは少なくない。「やれている」の舞台裏には「できねえ」を何とかするための装置がある。その装置を整えるのはなかなか大変なのだが、車いす使用の教師は人知れずそれを行っている。だが、そのような自助努力の大変さを訴え、支援を要望すると、冒頭に掲げた眼差しを感じてしまうというのだ。障害のある教師にはたいていできないことがある。しかし、「できない」を何らかの方策でやってのけながら、日々教師という仕事を続けている。本稿では車いす使用の教師の「できない」＝障害による困難を明らかにし、それらがどのように解消されているかの事例を報告する。

事例に入る前に、簡単に障害教師をめぐる近年の教育行政の動向を見ておこう。インクルーシブ教育を標榜する障害者権利条約の批准に向けて、中央教育審議会は2012年7月、「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」を発表した。同報告は「教職員への障害のある者の採用・人事配置」という項目を立て、障害者が学校の教師になる環境を整備し、職務遂行の支援を行う必要があることを明確に指摘した（中央教育審議会2012）。しかし、同報告が障害教師の雇用促進の行政施策に具現化されることはなかった。

教育行政が障害教師の雇用促進に本腰を入れる起爆剤となったのが、2018年の国の‘障害者水増し’の発覚だ。障害者雇用促進法は、事業主は法律で定められた一定割合（法定雇用率）の障害者を雇用しなければならないことを定めている。そして、国、都道府県、市町村などの公共機関はそれぞれ全体として法定雇用率を達成していると公表してきた。ところが、2017年6月1日現在の集計結果において、国の機関の約8割が、法で定められた障害者に該当しない職員を雇用障害者に算入していることが発覚したのだ。2018年に再調査した結果、驚いたことに国の雇用障害者数は半減し、障害者の雇用率は2.49%から1.19%へと訂正された（厚生労働省2018a）。当時の法定雇用率2.3%の達成にはほど遠い現状が露呈したのである。

国の‘障害者水増し’を受けて、各教育委員会についても再調査が実施され、国と同様、障害者数の計上に誤りがあるケースが次々と発覚した。再調査の結果、2017年6月1日現在の都道府県等の教育委員会の障害者雇用率は2.22%から1.85%へと激減し、当時の法定雇用率2.2%を大きく下回っていることが明らかになったのである（厚生労働省2018b）。

障害者雇用において民間に率先垂範すべき立場にある公共機関が、作為的とも思われる‘障害者水増し’を長年行っていたという事実は大きな批難にさらされることとなった。この失態によって、中央省庁をはじめ各公共機関は法定雇用率の達成を喫緊の課題として強く突きつけられることになったのである。このような切迫した事情を背景として、文部科学省は2019年4月、障害者活躍推進プランを公表した。そこには6つの重点的な政策プランが示され

キーワード：障害のある教師、車いす、合理的配慮、障害者雇用、労働支援

* 立命館大学大学院先端総合学術研究科 2019年度修士

日本学術振興会特別研究員(PD)

たが、文部科学省、および教育委員会の法定雇用率未達成を受けて、1つ目に「文部科学省における障害者雇用推進プラン」、6つ目に「教育委員会における障害者雇用推進プラン」が掲げられることになった。ここでも障害のある人が教師等として活躍することを推進するとして、障害のある教師が働きやすい環境を整備することの重要性が述べられている（文部科学省 2019）。また、2019年6月の障害者雇用促進法の改正により、国、および地方公共団体の任命権者は障害者活躍推進計画を作成しなければならないことが新たに定められ（第7条の3）、各教育委員会も同計画の作成が義務づけられることとなった。このように、現在、かつてないほど強く学校現場に障害教師の雇用と職務支援が求められているのである。

しかしながら、障害教師の職務支援はまだまだほとんど調査されていない。わずかに視覚障害のある教師と聴覚障害のある教師については職務支援の調査が行われている。視覚障害教師の職務上の困難は、主として教科書やテスト答案などの墨字の読みと教材プリントやテスト問題などの墨字の書きであった。前者は点訳や音読により、後者は画面読み上げソフトをインストールしたパソコンや代筆により解消が図られていた（中村 2020）。ちなみに墨字とは視覚で認識する‘普通の文字’のことだが、墨字と呼ぶことで点字との対等性を含意させている。他方、聴覚障害教師は職員会議、学年会・部会、校内研修、校外研修などでの音声情報の理解に困難があり、手話、PC 要約筆記、手書き筆記、印刷資料事前配布、聴覚・補聴支援で情報保障が行われていた（奥沢・廣田 2017）。興味深いことに調査を実施したのは、それぞれ全国視覚障害教師の会の会員である視覚障害教師当事者と全国聴覚障害教職員協議会の会員である聴覚障害教師当事者だ。障害教師当事者にとっては職務上の困難と支援は深刻な課題であるが、学術研究の分野ではこれらの研究の重要性がまだ認識されていないことがうかがわれる。視覚障害教師と聴覚障害教師の調査からもわかるように、障害の種別により障害教師の職務上の困難は異なり、職務支援の様相も異なる。そこで、本稿では肢体障害のうち、車いす使用の教師の職務上の困難と支援の実態を明らかにする。さらに、困難が解消されていない事例の問題点について検討する。

2 4名の車いす教師に聞く

車いす使用の教師の実態を知るために生活史調査を行った。障害者団体の会合などで知り合った車いす使用の教師に調査協力を依頼し、承諾を得られた人を調査協力者とした。調査協力者には調査過程における人権保障、成果公表における個人情報保護などの研究倫理上の説明を十分に行い、同意を得た。調査協力者は次の4名だ。なお、氏名はすべて仮名である。

東山さんは中学校の社会科教師で30代の男性、特別支援学級の担任経験もある。手動車いすを常用している。西川さんは中学校の数学教師で30代の男性、校内の人権担当リーダーを務めている。電動アシスト付き手動車いすを常用している。南野さんは中学校の数学教師で40代の男性、卓球部の監督としてチームを全県大会に導いたこともある。電動車いすを常用している。北原さんは高等学校の社会科教師で50代の男性、地歴、公民、情報の教員免許をもち、さまざまな科目の授業をこなしている。電動車いすを常用している。

インタビュー調査の時期は2019年11月から2020年5月の間で、それぞれ2回ずつ実施した。2020年3月以前は面接で、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言が出された4月以降はオンライン会議システムを使って実施した。なお、全員が筆者とは調査の数年前からの知り合いで、すでに対面による交流はあった。生活史調査では生き立ち、教師になる経緯、教育実践、労働環境などについて聞き取った。インタビューは調査協力者の承諾を得てすべてをICレコーダーで録音し、トランスクリプトを作成した。語りの内容は、障害をもちながら地域の学校に通った苦労や楽しさ、教員採用試験を長年受け続けた思い、職場での屈辱的な経験、転任と通勤保障をめぐる闘い、生徒との何気ないエピソードなど、豊かで感銘深いものだったが、残念ながらここではそのすべてを報告することはできない。本稿ではインタビューのトランスクリプトから、車いす使用の教師の職務上の困難と支援についての語りのみを抽出し、検討した。職務上の困難は、施設、設備などの物的支援により解消が図られているものと支援員、同僚などの人的支援により解消が図られているものがあった。本稿では紙幅の都合で物的支援を取り上げて論じ、人的支援については別稿に譲る。

3 5つの場所での移動の困難

4名の調査協力者の職務上の困難は、主に移動に関することだった。本節では移動の困難を場所ごとに分けて記述する。4名の調査協力者からは、次の5つの場所での移動の困難が語られた。校舎内、職員室、教室、トイレ、校舎外の5つである。以下の第1項から第5項でこれらを順に記し、最後に第6項で場所ではなく、車いすそのものについての問題を述べる。

3.1 校舎内

校舎内の車いすでの移動の大きな困難は、上下階への垂直移動と段差のある通路での移動である。前者はエレベーターによって、後者はスロープによって困難の解消が図られていた。まず、エレベーターについて見てみよう。すべての調査協力者の現任校にはエレベーターが設置されていた。南野さん以外の3名はいずれも2校目の学校だったが、前任校にもすべてエレベーターがあった。南野さんは初任校から数えて現在6校目だが、そのうちエレベーターがあったのは3校だ。エレベーターのない3つの中学校では、手すりを使い、ときには生徒の肩を借りるなどして、歩行で階段を昇降した。他方、エレベーターのある3校のうち、2校は比較的新しい建物なので、はじめからエレベーターが設置されていたが、1校は主に給食の運搬を目的として設置されたものだという。東山さんの前任校のエレベーターも、主に給食の運搬のためのものだった。東山さんと西川さんは通勤できる地域内ではエレベーターのある中学校は2校だけだという。いずれの調査協力者の勤務する自治体でも、エレベーターが設置されている学校はまだ少ない。したがって、南野さん以外の3名は、前任校、現任校ともにエレベーターがあるという条件によって配属されたという。

次に、スロープについて見てみよう。東山さん、西川さん、南野さんの3名は校舎内の段差によって移動ができないことはなかったという。ただし、東山さんは「(段差は)一部、あったんでしょうけど、でも、そこをわざわざ通らなくても他のところにスロープがあるから、迂回することになるけれども、という話ですよ」という。つまり、目的地には行けるが、車いすでは通れない箇所もあったということだ。

他方、北原さんは現任校で体育館に入れない。体育館は1階と2階の2箇所あるが、どちらも入り口に段差がある。行事や集会が体育館で行われるときに、車いすでは参加が困難だ。同僚や生徒たちに車いすを持ち上げてもらったこともあった。後に2階の体育館には取り外し可能なスロープが置かれるようになった。一方、1階の体育館には入り口に常時箒の子が置いてあるので、車いすで通過するのは難しい。車いすで通れるようにスペースを空けてほしいと要望したこともあるが、現在も対応してもらえていない。何度も訴えるのははばかれるので、その後は要望を伝えていない。普段は1階の体育館内には入らず、外から様子を見ているという。2階の体育館は入れるようにはなったが、スロープは常時設置されているわけではない。体育館に入るときには、あらかじめ同僚にお願いして、スロープを設置してもらう必要がある。

北原：今の学校に関しては、体育館に行けないっていうのがあって。そこも、いつでも何か特別なこととしてもらわないと通れないんじゃないかと、いつでも通れるような状態にしてほしい。そやから、箒の子にしても一部を車いすの幅、通れる場所は確保してほしい。それは私だけじゃなくて、車いすの生徒もいるので。2階の部分についても、いくら補助のスロープがあるとはいえ、その補助のスロープを設置するのは他の先生なので、それも何か常時、どっかに置いてほしい。常に誰に頼まなくても使える状態にしてほしい。

北原さんは車いすで通るために特別なことをしなければならない環境ではなく、車いすで使えるのが普通な環境を整えてほしいというのである。

これらは階段や段差という路面における困難だが、路面が平坦でも通行の困難はある。ドアの問題だ。一般にドアには開き戸と引き戸がある。開き戸はドアノブを握って前後に開閉するドア、引き戸は左右に戸をスライドさせて開閉するドアだ。車いすに乗ったままで開き戸を開いて通過するのは容易ではない。西川さんは新築校舎の中にも一部に開き戸の部屋があることを指摘した。北原さんも体育館には段差とともに、自力では開閉できない大きな

開き戸があるという。さらには、教職員用トイレの出入口にはドアがあり、開き戸なので中に入るのに困難がともなう。生徒用トイレの出入口にはドアはないので、北原さんは生徒用トイレを使用しているという。

他方、引き戸であれば問題はないというわけではない。南野さんは現任校に赴任した当初、自力では職員室に入れなかった。職員室のドアは引き戸だったが、取っ手が小さく、南野さんには使えなかった。頻繁に出入りしなければならぬ職員室で、その都度誰かにドアの開閉を依頼するわけにもいかない。そのため、南野さんが握りやすい大きな取っ手を戸につけてもらった。

3.2 職員室

職員室の中を車いすで移動していたのは、東山さん、西川さん、北原さんの3名である。西川さんからは職員室内の車いすでの移動について特に困難は聞かれなかった。一方、東山さんと北原さんは、机の配置が込み入っていたり、いすや物品が片付けられていなかったりして、職員室内で通りにくさを感じることもあるという。また、南野さんは職員室の中は電動車いすでは移動できない。電動車いすの通行を想定した机の配置にはなっていないのだという。南野さんは職員室に入ったところで電動車いすを駐車し、手すりにつかまって立ち上がってから、自分の座席まで歩く。数歩で座席にたどりつけるように、南野さんの机は出入口から最も近いところに置かれている。だが、共用のプリンターを使用するなど、職員室の中を歩かなければならないときもあり、できれば電動車いすで移動したいと思っている。

南野さんが職員室で車いすから降りる理由はもう1つある。電動車いすに乗ったままでは、机にきちんと着席できないのだ。車いすの操作バーが引っかかって机の下に入れず、机上のパソコンのキーボードにも手が届かない。電動車いすで着席できる机を準備してほしいが、それを要望するのは気が引ける。

南野:うーん。みんな、現在、やっぱりですね、(南野さんが) その一般の机で職務がやれている状況なので、やっぱりそれが理解ができないんじゃないかな。「やれているのに、(特別な机を用意しなければ) なぜできねんだ?」っていうところですね。だからもし、変えるのであれば、転勤したその瞬間にいろんな要望をして、変えてもらうっていうのが一番のチャンスかなと。その時期を逃してしまうと、「やれちまうでしょ」っていう話になって、全くこう理解が進んでいかないのかなあという感じです。なんかわがままを言ってるような感じで受け止められているような気がします。

3.3 教室

授業を行う教室は、東山さんと南野さんはそれぞれの学級の教室である。一方、西川さんと北原さんは授業を行う教室を固定し、生徒たちがその教室に授業を受けに来る方式を取っている。その理由は次のとおりだ。

西川さんは車いすに乗った状態で、チョークを使って黒板に文字を書くことが難しい。そこで、板書事項はあらかじめプレゼンテーションソフトで作成し、タブレットを使って、教室の電子黒板に提示している。そのため、電子黒板を設置した特定の教室で授業を行っている。北原さんは初任当初は各学級の教室に出向いて授業を行っていた。教室には教壇があり、車いすで教壇に上がるために、その都度、可動式のスロープを設置してもらっていた。しかし、社会科教室なら教壇がなく、車いすでも支障なく移動ができた。また、北原さんもチョークで黒板に文字を書くのは困難なので、板書事項はプレゼンテーションソフトで作成し、プロジェクターでスクリーンに提示していた。社会科教室にはプロジェクターが備えられており、ホワイトボードに映し出すこともできた。そのため、北原さんは授業を社会科教室で行う方式に変更した。

他方、東山さんも板書事項はパソコンで作成し、スクリーンに提示しているが、授業は各学級の教室で行っている。授業ごとに教室にプロジェクターとスクリーンをセットするが、それは東山さんが行うのではなく、生徒たちが担当している。東山さんの手伝いがしたいという生徒が何人もいて、積極的に機材を運んだり、セットしたりしてくれるという。生徒によるそのような授業の準備は次第に定着し、指示をしなくても、授業が終わった教室から機材を運び出し、東山さんが次に授業を行う教室にセットしてくれる。このようにして生徒たちが授業の準備に関わることも、自分の授業の特徴として意味のあることだと東山さんは考えている。

次に、教室内での移動について見てみよう。南野さんは各学級の教室で授業をしているが、授業は少人数指導のクラス編成になっているため、座席の間が空いており、電動車いすでも机間巡視できるスペースがある。また、生徒たちも南野さんが車いすで通れるように気をつけてくれる。東山さんも各学級の教室で授業をしている。だが、普通の机の配置では、車いすで教室内を動き回るのは難しい。そこで、東山さんは窓側の列の生徒と廊下側の列の生徒に机を教室の両端に寄せさせる。「車いすでみんなの机まで行けなければ、みんなが質問しても駆け寄って説明することができないので、わかりやすい授業を作るために、ちょっと力を貸してくれ」と生徒たちに話しているという。また、教卓も車いすには高すぎるので、それを端に寄せて、机を2つ並べて教卓代わりにし、教科書などを置くのに使っている。これらのセッティングも、授業が始まる前に生徒たちが行っている。西川さんは授業を行う教室を固定しているが、生徒たちの机がきちんと整列されていないと、電子黒板の前で動きにくかったり、机間巡視できなくなったりする。そこで、教室の床にテープで印をつけて、それに合わせて生徒に机を整列させている。北原さんは教室の後ろの方まで車いすで行くのは難しいことがあるという。支援の教師がいるときには、後ろの方はその教師に見てもらおうようにしていた。また、グループ学習のときには机を班ごとに移動させ、スペースを作って机間巡視ができるようにしている。

3.4 トイレ

4名の勤務校のすべてに車いすで使えるトイレがあった。車いす使用者にとってトイレの重要なポイントになるのは、スペースの広さと手すりの設置だ。スペースについては4名から問題点の指摘はなかった。他方、手すりについては南野さんから次のような指摘があった。トイレには手すりはあったが、南野さんにとって使いやすいものではなかった。障害の状態は個人によって千差万別で、使いやすい手すりの設置箇所や形状も個人によって異なる。毎日使用するトイレであれば、なるべく身体に負担がかからない状態で使いたい。標準的な手すりがついているからそれでよしとするのではなく、南野さんに合わせた手すりの追加や変更をしてほしいという。だが、まわりの人たちにはなかなか理解されないだろうと思い、要望するのは控えている。

他方、北原さんからは温水洗浄便座の必要性が語られた。北原さんは上肢の動きにも制限があるため、温水洗浄便座でないと清潔が保てない。前任校では温水洗浄便座が各階に設置されていたので、学校に温水洗浄便座があるのが普通だと思っていた。ところが、現任校に転任してきたとき、温水洗浄便座がないことに驚いた。すぐに教頭に必要性を訴えたが、温水洗浄便座が整備されたのは半年後ぐらいだった。それまでは学校でトイレを使わなくてもよいように、毎朝、駅から学校に向かう経路にある市役所に立ち寄り、市役所のバリアフリートイレで用を足してから出勤したという。

東山さんは障害者用のトイレを更衣のときにも使用していた。職員用のロッカールームはあったが、せまくて車いすでは入れなかった。離れたプレハブ棟に東山さんのための更衣スペースが準備されていたが、職員室の近くにある障害者用トイレで着替えるほうが便利だったので、プレハブ棟の更衣スペースを利用したことはない。なお、更衣については、西川さんと南野さんは介助が必要で、建物の環境整備だけでは解消されない深刻な困難がある。このことについては人的支援の問題として、別稿で論じる。

3.5 校舎外

前項までは校舎内の移動について見てきたが、校内の移動は校舎の中だけにとどまらない。本項では校舎外の移動について見てみよう。西川さんの現任校は新築されたばかりだが、車いすで運動場に出ることができないという。校舎の昇降口から運動場に出る経路には階段があり、車いすでは通行できない。新築の第2期工事ではスロープを設置するように要望している。現在は校舎から駐輪場を経由すれば運動場に行けるので、遠回りだがその経路を使っている。

南野さんも電動車いすで運動場に行くことができない。運動場に行くには階段を降りなければならない。スロープの設置を要望しているが、傾斜が急で、簡単にはできないということだ。ただ、南野さんが運動場に行く必要があるのは体育祭のときぐらいで、年に1度か2度だ。そのためだけに、大規模な工事でスロープを設置してもらうのも気が引けるという。現在は電動車いすは使わず、介助を受けながら歩いて運動場に降り、座席に座って体育祭

に参加している。しかし、電動車いすがなければ、運動場では移動することができない。電動車いすで運動場に入ることができれば、自由に動き回って、競技の応援や生徒たちへの声かけができる。年に1回の楽しい行事だからこそ、移動に制限がない状態で参加したいという気持ちが強いという。

また、新学年のスタート当初、クラス写真を運動場の桜の下で撮影したことがあった。南野さんは副担任でクラス写真に入るわけではなかったが、生徒たちと一緒に桜まで行くことができなかった。職務として必要なら同僚に協力を依頼することもできるが、そうでない場合には支援を依頼すべきかどうか悩むことがある。

南野：やっぱり自分は学年の教員として、写真におさまるか、おさまらないかは別にしても、やっぱりクラスの子どもの顔とか、表情を見て、桜の木の下で写真を撮ってる生徒の様子を間近で見たいなという気持ちは当然あるんだけど、ただ、そこに行くまでに自分一人で行けないので、そのときは自分は車いすで行けるところまで行って、そこから遠くで見てたって……。

筆者：遠くで見守ってるっていう感じなんですね、グラウンドの外から。

南野：それがよいのか悪いのかっていうのが、非常に判断が分かれるっていうか、だから同僚に対しての言葉がけも、非常に悩んだんですね、その場面では。「写真撮るから桜の木まで俺を連れてってくれ」っていうことはいえるんですね、職員に。「何とか連れてってくれ」って、「俺行きたいんだ」ということはいえる。だけど、それをいおうかいわないかで悩むわけ。まあだけど、そんなにこう、悩むっていうことは仕事の切迫感はないわけで、別に行かなくてもいいし、行ってもいいしっていうことで、その行くことにそんなに価値はないんだろうと思うんだけど、やっぱり行きたいなあという程度で。だから、そこあたりがこう悩みますね、やっぱり。

東山さんは車いすで学校農園に行けなかった。特別支援学級の担任をしたとき、農園で作業をする学習があったが、農園には石段を昇らなければ行くことができない。校長に相談したところ、それは仕方がないので他の教師に行ってもらい、東山さんは職員室で仕事をするようにいわれた。校長は農園には行かなくてよいと配慮したつもりかもしれない。しかし、担任なら当然参加すべき農園の学習に、車いすのために参加できないことに、東山さんは職員室にいても居心地の悪さを感じたという。

3.6 車いす

最後に、学校の物理的環境ではないが、車いすの問題について見ておきたい。東山さんは手動車いす、西川さんは電動アシスト付きの手動車いす、南野さんと北原さんは電動車いすを常用している。東山さんと西川さんは日常生活で使っている車いすを自動車に積んで出勤し、学校でも使っている。他方、南野さんと北原さんは生活用の車いすと学校用の車いすを使い分けている。

南野さんは現在タクシーで通勤しているが、折りたたむこともできず、80kgもある生活用の電動車いすはタクシーに積むことができない。そこで、生活用の車いすは自宅に置いて出勤し、学校では職場用として、折りたたみ式電動車いすを使っている。北原さんは電動車いすで電車に乗って通勤し、学校に着くと、コンパクトな電動車いすに乗り換えている。日常生活では荒れた路面でも安定して走れる重量のある電動車いすが必要だが、校内ではコンパクトな車いすのほうが便利なのだという。学校で職務時にだけ使う車いすについては、教育委員会に提供してほしいという要望を出したことがあるが、却下されたのであきらめている。そのため、学校用の電動車いすをレンタルし、月々9,800円のレンタル料は北原さんが自己負担している。また、西川さんは他県の特別支援学校に勤務していたときに、学校のコンセントから車いすのバッテリーを充電したところ、校長から学校の電気を使わないように注意を受けた。そのため、バッテリーの電気が消耗したときのために、予備のバッテリーを私費で購入しなければならなかった。

4 困難解消のための支援を考える

前節では、車いす使用の教師の学校での困難と支援の事例を場所ごとに分けて記した。本節では、それらの困難と支援の事例を、1) 困難が解消された事例、2) 困難の解消に問題が残った事例、3) 困難が解消されていない事例の3つに分類し、困難解消のために実施された支援の問題点について考える。また、困難が解消された事例と困難の解消に問題が残ったり、困難が解消されなかった事例との相違を検討し、その要因を探る。

4.1 困難が解消された事例

まず、困難が解消された事例について、支援の様子を見てみよう。校舎内での上下階への移動の困難は、車いす使用の教師をエレベーターのある学校に赴任させることにより解消されていた。ただし、調査協力者が勤務するいずれの自治体でも、エレベーターを設置している学校はまだ少ない。車いす使用の教師の赴任先は限られたエレベーター設置校から選ばれることになり、勤務校が限定されていた。また、校舎内のドアでは、引き戸の取っ手を使うことができず、開閉が困難な場合があった。だが、車いす使用の本人に使いやすい取っ手を取り付けることで困難が解消されていた。

各学級の教室では、車いすに乗ったままで黒板にチョークで板書するのに困難があった。だが、パソコンで作成した板書事項をプロジェクターでスクリーンに提示することで、困難の解消が図られていた。ただし、これは自助努力で、支援により困難が解消されたわけではない。次に教室でのプロジェクターとスクリーンの設置が新たな困難となったが、それに対しては2つの方策が取られていた。1つはプロジェクターとスクリーンを備えた特定の教室で授業を行う方策であり、もう1つは生徒たちに機材のセッティングをさせる方策である。これらの方策により、機材設置の困難は解消され、板書の困難も解消されていた。

各学級の教室には教壇があり、車いすで教壇に上がることに困難があった。可動式スロープを置くことで困難の解消が図られたが、授業を行う教室にその都度スロープを運ばなければならない。そのため、教壇のない社会科教室で授業を行う方式にし、スロープの運搬という困難は解消されていた。また、教室内では机間巡視のための通行にも困難があった。生徒に机の列を端に寄せさせたり、テープの印に合わせて整列させたりすることで、車いすでの通行の困難の解消が図られていた。一方、授業が少人数のクラス編成で机の配置にゆとりがあるため、教室内で車いすの通路が確保でき、通行の困難がないケースもあった。

トイレ使用の困難は、スペースが広く、手すりや温水洗浄便座を設置したトイレを整備することにより解消されていた。ただし、温水洗浄便座の設置を要望してから設置されるまでには半年ほどを要した。必要不可欠なものが事前に確認されておらず、また迅速に提供されなかったのは問題だ。トイレは非常にプライベートでデリケートな問題を含むので、本人の意向をより丁寧に聞き取り、細やかな対応をすることが必要である。

困難が解消された事例の共通点を考えると、次のような特徴が浮かび上がる。第1に、職務上、あるいは学校生活上、不可欠な活動における困難であることだ。階段、段差、取っ手が使えない引き戸などのために校舎内の移動ができなければ、学校生活が大きく制約されるし、教室に向いて授業をすることもできない。板書や教室内の通行ができなければ、教師の中核的な職務である授業ができない。トイレが使用できなければ、学校生活に支障をきたす。第2に、頻度の高い日常的な活動における困難であることだ。校舎内の移動、板書や教室内の通行、トイレの使用は日常的に行われる。そして、第3に自助努力では対処できない困難であることだ。上下階への移動、段差、取っ手が使えない引き戸の通行は支援がなければ本人にはどうすることもできない。板書のためのプロジェクターやスクリーンの設置、トイレの整備も自助努力では対処できない。このように、職務や学校生活に不可欠であり、頻度が高い活動における困難で、しかも、自助努力では対処できない場合に支援が実施され、困難が解消されているのである。

4.2 困難の解消に問題が残った事例

次に、困難の解消に問題が残った事例について、支援の様子を見てみよう。校舎内の段差の通行の困難は、スロープにより解消が図られていた。だが、スロープの場所が限られており、遠回りをしなければならない場合があった。

また、普段はスロープが取り外されており、通行するときには同僚などに設置を依頼しなければならないケースがあった。不便ではあったが、遠回りという代替手段があったり、通行の頻度が低かったりするため、支援が十分でなくても職務は行えていた。職員室内の通行では、常時通路のスペースが確保されているわけではなく、車いすでの通行が困難なときもあった。だが、常に通行するわけではないので、車いす使用の本人から通路の確保は要望されていなかった。教室内では机間巡視のための通行に困難があった。前述のとおり、生徒の机を整理させることで教室内の通行が確保できたケースもある。一方、グループ討議のときには机を班ごとに移動させて通行のスペースを作り、机間巡視をしているが、通常の授業では机間巡視が困難なケースもあった。だが、机間巡視は必ずしも行わなければならないわけではないので、支援がなくても職務は行えていた。

車いすでのトイレ使用の困難は、スペースを広く取り、手すりを設置したトイレを整備することで解消が図られていた。だが、既存の手すりだけでは使にくいというケースがあった。しかし、すでに手すりがあるのに、手すりの変更や追加を要望するのはまわりの理解が得られにくい。そのため、本人も気が引けて、要望できずにいるということがあった。支援が本人のニーズを十分に満たしていないが、一往の支援はあるので、それ以上の支援は提供されていない。

校舎外では、運動場に行くのに階段があり、車いすでの通行に困難があった。だが、遠回りをする、車いすを降りて介助を受けて歩くといった方法で困難の解消が図られていた。運動場に行く頻度は低く、遠回りという代替手段や介助を受けて歩行するという一時的な支援があったので、十分な支援は提供されていない。また、介助によって運動場には行けても、電動車いすで乗り入れられなければ、運動場で移動できないという問題があった。校舎と運動場という2つの場所の接続が確保されていなければ、校舎内と運動場内で移動が可能であっても、移動が半分制限されているに等しい。しかし、運動場での移動は頻度が低く、また必ずしも行わなければならない職務ではないので、支援は提供されていない。さらに、介助によって通行ができる場合でも、介助は無条件に依頼できたり、提供されたりするわけではない。体育祭への参加といった職務上不可欠な移動であれば、介助を依頼しやすいし、まわりの理解も得られやすい。しかし、桜の下で写真を撮るといった職務の周辺の営みについては、本人は参加したくても、支援を依頼するのに気が引けて、断念してしまうこともある。

電動車いす使用の2名は、常用している電動車いすを学校で使うことに困難があった。学校用のコンパクトな電動車いすを準備し、乗り換えることで困難を解消していた。だが、学校用の車いすは職務に必要な物的支援とは認められず、自己負担で用意していた。また、電動車いすはバッテリーを充電する必要がある。学校のコンセントから充電することを禁止され、予備のバッテリーを私費で購入して対処しているケースもあった。車いすのように日常生活上の必要と職務上の必要の線引きが難しいものは、公的な支援の対象として認められにくいのである。

4.3 困難が解消されていない事例

最後に、困難が解消されていない事例について、支援の様子を見てみよう。体育館の入口の簀の子が通行の妨げになっていたため、車いす用に通路を空けるように要望したが、対応してもらえず、困難は解消していなかった。だが、通行の頻度が低く、体育館には必ずしも入らなければならないわけではないので、支援は行われていない。支援を要望してもなかなか応じてもらえない場合には、本人が要望を控えてしまい、支援がなおざりにされてしまうこともある。また、一部の部屋、体育館の入口、職員用トイレの入口に車いすでは開閉が困難な開き戸があったが、引き戸にする改修までは要望できず、困難は解消していなかった。だが、通行の頻度が低く、既存の開き戸でも通行ができないわけではないので、支援は行われていない。

職員室内を電動車いすで移動できないケースがあった。だが、車いすを降りて歩くことで職務はできているので、車いすで移動できるようにしてほしいとは本人はいい出せなかった。また、車いすを降りて歩くという代替手段で通行ができているので、まわりには支援の必要性が認識されにくいと考えられた。電動車いすでは職員室の机に着席できないケースもあった。だが、車いすを降りて事務いすに座り換えれば着席できるので、車いすで着席できる机にしてほしいとは本人はいい出せなかった。また、事務いすに座り換えれば着席できているので、まわりには困難が理解されていないようだった。車いすを降りて歩いたり、事務いすに座り換えたりすることで職務が行えているため、困難が不可視化されてしまうのである。

車いすではロッカールームが使えないという困難があった。別棟に更衣スペースを設けることで困難の解消が図られたが、更衣のために別棟に行くのは大変なので、その更衣スペースは使われず、職員室の近くにある障害者用トイレが使われていた。更衣ができないわけではないが、ロッカールームや更衣スペースの使用についての困難は解消されていない。一往の支援は行われているが、本人のニーズに合わず、支援の効果がないのである。

校舎外では、学校農園に行くのに階段があり、車いすでの通行に困難があった。校長は農園での職務を免除することで対応した。しかし、農園への通行の困難は解消されず、農園作業への参加から排除されている状況に変わりはない。支援が農園作業に参加したいという本人のニーズに合っておらず、支援とはなっていないのである。障害のために職務から外すことは、必ずしも支援とはならない。かえって本人が引け目を感じることもある。とりわけ本人が望まない場合には、差別的取り扱いになることも考えられる。

4.4 困難が解消されない要因

本節第1項で見た困難が解消された事例では、職務や学校生活に不可欠であり、頻度が高い活動における困難で、自助努力では対処できない場合に支援が行われていた。一方、本節第2項、第3項では困難の解消に問題が残った事例、および困難が解消されなかった事例を見てきた。困難があっても支援が行われず、問題が残ったり、解消されなかったりするものは、次のような場合だ。

第1に、職務に不可欠な活動ではない場合である。教室内での机間巡視、運動場での体育祭の応援、桜の下での写真撮影、体育館での行事参加などは、それができなければ職務が成り立たないような不可欠な活動ではない。そのため、支援がなおざりにされてしまうのである。第2に、頻度の低い活動の場合である。スロープが取り外されている段差、通路が確保されていない職員室、入口に簀の子がある体育館、開き戸になっている部屋や体育館などの通行に困難があったが、これらの通行は頻度が高いわけではない。また、運動場への移動とそこでの体育祭の応援は年に数回の頻度の低いものである。そのため、支援の必要性が軽視されてしまうのである。第3に、代替手段がある場合である。段差があってもスロープまで遠回りする、運動場に行くのに遠回りをしたり、介助を受けて歩行する、職員室内を電動車いすで通行できなくても車いすを降りて歩く、机に電動車いすで着席できなくても事務いすに座り換える、職員用トイレの開き戸が使えなくても生徒用トイレを使うなどは、不便であっても代替手段や自助努力でしのいでいる。そのため、まわりに支援の必要性が認識されにくいのである。ここまでの3つは前述の支援が行われる要件の裏返しだ。第4に、支援がニーズに合っていない場合である。トイレの既存の手すり、ロッカールームの代わりに設けられた更衣スペースは、本人からニーズを聴取した支援ではない。そのため、困難が残ったり、支援の効果がなかったりするのである。農園での職務の免除などは、かえって本人には不本意なものだ。第5に、生活上の必要か、職務上の必要かの線引きが難しい場合である。電動車いすやバッテリーの充電などは生活においても使われており、職務上の必要性が理解されにくい。

以上のとおり、事例において支援が十分に行われない要因が浮かび上がったが、それらは支援する側の都合によるところが大きい。支援する側と支援される側の権力の非対称性により、障害教師たちの切実な声は押し込められたり、聞き取られなかったりしているのだ。支援する側の論理が抑圧的に働く中で、困難が放置され、支援がなおざりにされているのではないだろうか。

障害者雇用促進法では、事業主は雇用する障害者の障害の特性に配慮した職務の円滑な遂行に必要な施設の整備、援助者の配置などの措置を講じなければならないと定められている（第36条の3）。これはいわゆる合理的配慮の提供義務で、2016年4月から施行されている。事業主にあたる教育委員会は雇用する障害のある教師に対して、職務の円滑な遂行に必要な施設の整備などを行う義務があるのである。職務に不可欠な活動ではない、頻度の低い活動である、代替手段でしのいでいるといったことが、直接に教育委員会の合理的配慮の提供義務が免除される理由にはならない。さらに同法は、合理的配慮の提供にあたっては、障害者の意向を十分に尊重し、また、障害者からの相談に応じ、適切に対応する体制の整備を求めている（第36条の4）。しかしながら、本稿の事例では、障害のある教師に対する合理的配慮の提供に際して、本人の意向が十分に汲み取られず、相談に応じる体制もできていないように思われる。そのため、本人が職務上の困難を抱えているのに、雇用者側である学校管理職には合理的配慮の必要性が認識されていないのである。また、要望してもなかなか対処してもらえなかったり、まわりに支援の必要性

が理解されなかったりすると、本人も気が引けて、合理的配慮の要望を表明できないことがある。だが、合理的配慮の提供にあたって、事業主が労働者が障害者であることを把握している場合には、障害者からの申出がなくとも、事業主が職務遂行上の支障の有無について確認しなければならない（長谷川 2014）。障害のある教師からの表明がないからといって、学校管理職が職務上の困難を把握しなくてもよいわけではないし、合理的配慮の提供をしなくてよいわけでもないのである。

文部科学省は「教育委員会における障害者雇用推進プラン」に基づき、2019年6月1日現在の障害のある教育職員に対する入職後の合理的配慮の例、および障害のある教育職員に対する合理的配慮を行うための施設整備等の例を調査した。この結果は、2020年7月に「教育委員会における障害者雇用に関する実態調査」（文部科学省 2020）として公表されている。ここで報告された合理的配慮の事例はまだ少なく、具体的な支援方策が明確でないものもあるが、文部科学省が障害教師に対する合理的配慮の事例を示したことは意義がある。各教育委員会が合理的配慮を実施する際の一定の指針となるし、学校管理職や同僚たちの理解が深まり、支援に対する認識も改まる。他方、障害教師にとっても、自分に必要な支援が合理的配慮として例示されていれば、要望の正当性が担保され、職務上の合理的配慮として気兼ねなく支援を要望できる。まずは近年広がり始めたばかりの合理的配慮の概念が、学校管理職、および学校現場全体に深く理解されることが必要だ。そして、障害教師と学校管理職で適切な合理的配慮について十分に話し合うことができれば、また、まわりの同僚たちにもその合理的配慮の実施について理解が得られれば、本稿で浮かび上がった困難の解消に問題が残った事例や困難が解消されなかった事例の多くは、解決の方向に進むのではないだろうか。

5 まとめと今後の課題

本稿では4名の車いす使用の教師にインタビュー調査を行い、職務上の困難と支援の実態を明らかにした。主な困難は車いすでの移動で、校舎内外の階段、段差、ドア、机などが通行の障壁となっていた。また、黒板へのチョークでの板書、机への着席、トイレの使用にも困難が認められた。これらの困難には、支援によって解消されているものと、解消に問題が残ったり、解消されていなかったりするものがあった。職務上不可欠な活動で、頻度が高く、自助努力では対処できない場合には支援が行われ、困難が解消されていた。一方、職務に不可欠ではない場合、頻度が低い場合、代替手段がある場合には、支援がなかったり、十分でなかったりして、困難が解消されていなかった。また、支援が本人のニーズに合っておらず、効果がなかったり、職務上の必要性が認められずに支援が行われないこともあった。

これらの原因としては、車いす使用の教師の困難が不可視化され、学校管理職に把握されていないことが考えられた。また一方では、本人が気が引けて、支援を要望できないということもあった。だが、学校管理職が障害教師の職務上の困難を把握し、支援の必要性を理解すれば、そしてまた、障害教師も支援のニーズを気兼ねなく申し出ることができれば、双方の意向を擦り合わせて支援方策を探り、困難の解消が進むと考えられた。その際、話し合いの有効な共通基盤となるのが合理的配慮という概念だ。本稿の事例では、障害教師への支援が、学校管理職や同僚による善意の援助と障害教師による協力のお願いと次元にとどまっているように思える。障害教師の職務上の困難解消のための支援を合理的配慮という概念で捉えることで、学校管理職は義務として支援に向き合うことになるし、障害教師は気兼ねなく支援の必要性を表明できる。

とはいえ、合理的配慮がまだ学校現場に浸透していない現状において、具体的にどのような支援が合理的配慮として提供されるべきなのかは、学校管理職にも障害教師本人にも明確ではない。文部科学省は「教育委員会における障害者雇用に関する実態調査」を実施し、障害教師に対する合理的配慮の具体例を示した。これを指針とすることで、合理的配慮の共通理解が進み、支援がより円滑に行われることが期待される。

最後に、本稿で論及できなかった課題を2つ挙げておきたい。1つは、車いす使用の教師が抱える教職に特有の困難についてだ。本稿では車いす使用の教師が学校で直面する困難を明らかにし、支援の問題点を指摘した。しかし、明らかになった困難は階段、段差、ドアの通行、トイレの使用など、車いす使用者の一般的な困難（池田 2011; 共用品推進機構 1998）にとどまっており、教師の職務に特有な困難を照らし出すまでには至らなかった。本稿でも、

黒板へのチョークでの板書、教室での机間巡視といった困難が浮かび上がったが、教職に特有の困難はまだまだあるはずだ。一般的な困難には支援の方策がある程度確立しているが（バリアフリー新法研究会 2007）、教職に特有の困難はまだ解明されておらず、支援の方策も確立していない。車いす使用の教師が抱える教職に特有の困難に焦点化して、支援の方策を探ることが必要だろう。

もう1つは、教師という職業の特徴と合理的配慮の適用についてだ。欧米の雇用システムでは採用時から職務が固定しており、職務の本質的機能が明確なため、必要な合理的配慮が判断しやすい。一方、日本の雇用システムでは長期的な勤続の中でさまざまな職務に配置転換が行われ、職務が明確でないため、合理的配慮が適用しにくい（長谷川 2014）。また、日本の教師の職業的特徴として、職務の範囲が限定されない無限定性が古くから指摘されている（久富 1988）。桜の下での写真撮影の事例が示唆するように、無限定な教師の職務のどこまでに合理的配慮が適用されるかはかなり厄介な問題だ。教師という職業の特徴と合理的配慮をめぐる課題についても検討する必要がある。

【文献】

- バリアフリー新法研究会, 2007, 『Q&A バリアフリー新法——高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の解説』 ぎょうせい.
- 中央教育審議会, 2012, 「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」, 文部科学省ホームページ, (2020年11月1日取得, http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/044/houkoku/1321667.htm).
- 長谷川珠子, 2014, 「日本における『合理的配慮』の位置づけ」『日本労働研究雑誌』 56 (5): 15-26.
- 池田宏史, 2011, 『車いす使用者の移動環境——その問題点と今後のあり方』 ユニオンプレス.
- 厚生労働省, 2018a, 「国の行政機関における平成29年6月1日現在の障害者の任免状況の再点検結果について 資料1」, 厚生労働省ホームページ, (2020年11月1日取得, <https://www.mhlw.go.jp/content/11601000/000347573.pdf>).
- , 2018b, 「都道府県の機関, 市町村の機関, 都道府県等の教育委員会及び独立行政法人等における平成29年6月1日現在の障害者の任免状況等の再点検結果について」, 厚生労働省ホームページ, (2020年11月1日取得, <https://www.mhlw.go.jp/content/11704000/000463282.pdf>).
- 久富善之, 1988, 「教育文化の社会学・序説」久富善之編『教員文化の社会学的研究』多賀出版, 3-84.
- 共用品推進機構, 1998, 『車いす使用者の日常生活の不便さに関する調査』共用品推進機構.
- 文部科学省, 2019, 「教育委員会における障害者雇用推進プラン」, 文部科学省ホームページ, (2020年11月1日取得, https://www.mext.go.jp/content/1416159-5_1.pdf).
- , 2020, 「教育委員会における障害者雇用に関する実態調査」, 文部科学省ホームページ, (2020年11月1日取得, https://www.mext.go.jp/kaigisiryoo/content/20200710-mxt_kyoikujinzai01-000008625-6.pdf).
- 中村雅也, 2020, 『障害教師論——インクルーシブ教育と教師支援の新たな射程』学文社.
- 奥沢忍・廣田栄子, 2017, 「聴覚障害のある教員の就労の実態と心理社会的影響, および関連する要因の検討」『Audiology Japan』 60 (1): 72-82.

Work Difficulty of School Teachers in Wheelchairs and Support for Them: Toward a Common Understanding of Reasonable Accommodation

NAKAMURA Masaya

Abstract:

In 2019, the Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology of Japan declared the Plan to Promote Employment of Person with Disabilities in the School Boards, aiming to boost the employment and work support for school teachers with disabilities. However, how these teachers actually work in school has yet to be examined. This paper aims to understand these teachers' difficulties in working at school and what support is needed by interviewing four school teachers in wheelchairs. Their major problem is to move inside school: to each classroom, a teachers' staffroom, a school farm and the toilets. Some difficulties are solved by providing physical assist such as elevators and slope ways, while others are not in case the assists are considered as officially unnecessary, as less frequently-used or as having possible alternatives. The problem was caused due to little visualization of the disabled teachers' difficulties as well as school managers' poor recognition of the teachers' needs of support. The school boards have responsibility for reasonable accommodation for teachers with disabilities. To provide more appropriate support as a practice of racial accommodation, school managers are required to communicate with the disabled teachers for understanding their needs in more depth.

Keywords: teacher with disability, wheelchair, reasonable accommodation, employment of person with disability, disability employment services

車いす使用の学校教師の困難と支援 ——合理的配慮の共通理解に向けて——

中 村 雅 也

要旨：

2019年、文部科学省は「教育委員会における障害者雇用推進プラン」を公表し、障害のある教師の雇用と職務支援の必要性を指摘した。しかし、障害教師の職務支援はまだほとんど調査されていない。そこで、本稿では車いす使用の教師4名にインタビューを行い、職務上の困難と支援の実態を明らかにした。彼らの困難は主として移動にあり、校舎内、職員室、教室、トイレ、運動場、学校農園での困難が報告された。エレベーター、スロープといった物的支援で困難が解消されていた一方で、1) 職務上必須ではない、2) 頻度が低い、3) 代替手段がある場合には支援が十分に提供されていなかった。その原因は障害教師の困難が不可視化され、学校管理職に支援の必要性が認識されないことにあった。教育委員会には障害教師に合理的配慮を提供する義務がある。合理的配慮として適切な支援を行うためには、障害教師と学校管理職が十分に話し合うことが必要であった。